

長ス協 35号
令和4年5月26日

競技団体代表者 様
地区スポーツ協会代表者 様
小・中・高・大学体育連盟代表者 様
総合型地域スポーツクラブ代表者 様
スポーツ少年団単位団代表者 様

(公財)長岡市スポーツ協会
会長 市村輝男

新型コロナウイルス感染対策のためのマスク着用について (依頼)
(令和4年5月26日時点)

このことについて、長岡市から別紙のとおり依頼がありました。

今後、貴団体の実施するスポーツ活動においては、教学内第134号教学教内第152号「新型コロナウイルス感染対策のためのマスク着用の取扱いについて(通知)」に基づき、下記のとおり対応をお願いします。

つきましては、貴団体内に周知いただき、引き続き、長岡市と連携した感染拡大防止にご協力をお願いします。

記

1 屋外でのマスク着用について

- (1) 屋外でのスポーツ活動においては、原則マスクは外すこととする。ただし、屋外であっても、近距離で会話をするような場面では、マスクの着用を推奨すること。
- (2) 活動終了後、自宅に帰るまでの間等においては、熱中症のリスクを優先し、マスクは外すこととする。

2 屋内でのマスクの着用について

屋内であっても、身体距離(2m以上を目安)が確保できており、会話がほとんどない活動場面ではマスクは外してもよいこととする。

3 留意事項

- (1) マスクを外してよい場面においても着用を希望する児童生徒については、その意向を尊重し、差別やいじめにつながることをないように配慮すること。
- (2) 屋内においても、児童生徒自身が暑さや息苦しさを感じた時は、熱中症対策を優先させ、マスクを外したり、一時的に片耳にかけて呼吸するなど、自身の判断で適切に対応できるように改めて指導をすること。

- (3) 屋内での活動は、熱中症の身体へのリスク観点からも、運動中はこれまで同様、原則マスクを着用しないこととする。
- (4) この対応は指導者等も同様とし、屋外等でマスクを外した方がよい場面では、自ら率先して外し、外すことを指導すること。
- (5) 基本的な感染対策である3密の回避、換気や手洗いなどの手指衛生、健康観察の徹底等は継続すること。
- (6) なお、別添の教育委員会からのメッセージを配布し、理解を求めること。

5 その他

- (1) 高校生対象の活動については、最新の県立学校長宛て、「部活動実施上の留意事項について（通知）」に準ずることとする。
- (2) 一般成人対象の活動については、上記1～3に準ずることとする。
- (3) 新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しており、今後も状況に応じて方針を変更することがあります。今後の情報に十分に留意してください。